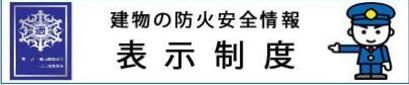


ホームページ等における表示マークの使用方法

1 表示マーク及び表示マークバナー

| ホームページ等で使用する 電子データ 掲載ホームページ | 表示マーク | 表示マーク用バナー |
|-----------------------------------|---|--|
| 消防庁ホームページ |  |  |

2 交付事業所における掲載（例）



〇〇ホテルは大崎地域広域行政事務組合消防本部防火基準適合表示要綱に基づく表示マークの交付を受けております。

- 1 表示マーク交付年月日 平成〇〇年〇月〇日
- 2 表示有効期間 平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
- 3 表示マーク交付番号 第〇〇号
- 4 交付機関 大崎地域広域行政事務組合消防本部

- 備考 (1) 表示マークについては、各消防署から通知されるパスワードを用いて、消防庁のホームページ上の「防火対象物に係る表示制度の説明用ページ (http://www.fdma.go.jp/kasai_yobo/hyoujiseido/index.html) (以下「表示制度説明用ページ」という。)からダウンロードしたものを使用して下さい。
- (2) 表示マーク用バナーは、直接表示制度説明用ページからダウンロードできます。

- (3) 表示マーク説明用ページからダウンロードした表示マーク及び表示マーク用バナーについては、サイズの変更を行うことは差し支えありませんが、その場合は縦横比率を変更しないで下さい。
- (4) 大崎地域広域行政事務組合消防本部のホームページでは、管内の表示マーク交付事業所一覧表を掲載しておりますので、貴ホームページ等において表示マークを掲載する際に、当消防本部のホームページをリンク先に指定するようにして下さい。(リンク先：<http://oosakifire119.jp/>)
- (5) 表示マーク交付年月日、表示マーク交付番号及び表示有効期間については、表示基準適合通知書に記載されている年月日等を記載して下さい。

3 交付事業所における表示マークの複製について

大崎地域広域行政事務組合消防本部では、事業所に交付する表示マークについては、原則1枚としますが、防火対象物が大規模な場合等は、複数の箇所に表示マークを掲出することにより、広く利用者に対し周知することができますので、交付事業所において表示マークの複製の作成及び掲出を認めることとしますので、下記のことについて留意して複製の作成及び掲出を行って下さい。

- (1) 表示マークの複製を作成する場合の使用は別添のとおりとすること。ただし、材質については、別添で示したものの以外のもを用いても差し支えないこと。
- (2) 表示マークの複製の掲出は表示マークの有効期間内とし、表示マークを返還した場合には、表示マークの複製の掲出は行わないこと。
また、表示マークは交付事業所の出入口等の見やすい位置に掲出することとし、原則1防火対象物に対して10箇所以下となるようにすること。
- (3) 表示マークの複製の管理については、交付事業所の責任において管理するものとし、交付事業所以外への転用等は行わないこと。

お問い合わせ先

| | | |
|----------|-----|---------|
| 古川消防署予防係 | TEL | 24-4358 |
| 鳴子消防署予防係 | TEL | 82-2349 |
| 加美消防署予防係 | TEL | 63-2003 |
| 遠田消防署予防係 | TEL | 43-2351 |